



税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて

財務省関税局業務課知的財産調査室

はじめに

近年の電子商取引の発展等に伴い、国境を越えた模倣品の取引は世界共通の深刻な問題となっています。模倣品には、バッグなどの偽ブランド品に限らず、医薬品や化粧品などの、使用することによって健康や安全を脅かす危険性のあるものも多くあり、国内への流入防止対策の重要性が増えています。

税関においては、知的財産を侵害する物品(知的財産侵害物品)を関税法上の「輸入(輸出)してはならない貨物」として取締りの対象としており、海外から輸入されようとする知的財産侵害物品を水際で差し止めています。本稿では、2021年の税関における知的財産侵害物品の差止状況*についてご紹介します。

輸入差止件数は2年連続2万8千件超え

(1) 輸入差止件数・点数

2021年の輸入差止件数28,270件は、前年の約3万件から減少していますが、差止実績の公表を開始した1987年以降で5番目に多い件数となっており、高水準で推移しています。輸入差止点数819,411点は、前年の約59万点から増加していますが、これは前年と比べ、1件当

りの差止点数が多い大口事案の件数が増加したためです(図1)。

(2) 仕出国(地域)別件数

仕出国(地域)別の件数の上位5カ国については、中国が21,885件、構成比77.4%で最も多く、次いで、ベトナム(同10.7%)、フィリピン(同3.9%)、韓国(同2.1%)、シンガポール(同1.3%)の順となっています。

(3) 知的財産別件数・点数

件数ベースでは、偽ブランド品などの商標権侵害物品が27,424件、構成比96.0%で全体の大半を占めており、次いで、偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品(同2.4%)となっています。点数ベースでは、商標権侵害物品が621,684点、構成比75.9%で大半を占めており、次いで、著作権侵害物品(同11.8%)、イヤホンなどの意匠権侵害物品(同9.0%)の順となっています。

(4) 品目別件数・点数

件数ベースでは、財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,570件、構成比28.8%で最も多く、次いで、衣類(同27.4%)、靴類(同11.9%)の順となっています。点数ベースでは、衣類が108,684点、構成比13.3%で最も多く、次いでイヤホンなどの電気製品(同12.8%)、バッグ類(同5.5%)の順となっています。

図1 輸入差止件数・点数の推移

財務省調べ



* 財務省「知的財産侵害物品(コピー商品等)の取締り」https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/index.html

特集 「ニセモノ」の国内流通を防ぐために

特集 2-1 税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて

図2 差し止めた知的財産侵害物品の例

輸入差し止めが多い物品・増加した物品

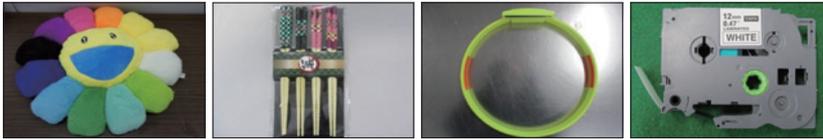


スマートフォン等の
グリップ・スタンド(特許権)

ゲーム機用操作器
(意匠権)

バッグ(商標権)

Tシャツ(商標権)



クッション(著作権)

箸(商標権)

トレーニング器具
(意匠権)

テープカセット
(特許権)

健康や安全を脅かす危険性のある物品



マスク(商標権)

エアゾル生成装置の
カートリッジ(特許権)

バッテリー(商標権)

柱材支持具(意匠権)

(5) 輸送形態別件数・点数

件数ベースでは、郵便物が構成比91.3%で大半を占めており、一般貨物の構成比は8.7%となっています。点数ベースでは、郵便物が43.1%、一般貨物が56.9%となっています。

(6) 差し止めた知的財産侵害物品の例

2021年に差し止めた知的財産侵害物品の例を紹介します(図2)。スマートフォン等のグリップ・スタンドやゲーム機用操作器(コントローラー)については、近年、侵害物品の差し止めが多くなっています。また、2021年には、クッション、箸などの家庭用雑貨やトレーニング器具などの運動用具の差し止めが増加しています。

下段は、健康や安全を脅かす危険性のある物品の例です。新型コロナウイルスの影響と考えられるものとして、マスクの商標権侵害物品を差し止めています。

(7) 告発事例

2021年に知的財産侵害物品の密輸入事犯を告発した事例を紹介します(図3)。事例1は、2021年2・3月、東京税関が茨城県警と共同調査を実施し、著作権を侵害する「鬼滅の刃」の映像が記録された175セット、525枚のDVDをマ

図3 告発事例

事例1 著作権を侵害する「鬼滅の刃」DVDの密輸入事犯を告発



事例2 商標権を侵害する衣類の密輸入事犯を告発



レーシアから密輸入しようとした日本人3名を関税法違反で告発しました。事例2は、2021年2月、名古屋税関が愛知県警と共同調査を実施し、商標権を侵害する衣類30点を中国から密輸入しようとしたフィリピン人1名および法人1社を関税法違反で告発しました。

おわりに

2022年10月1日から、模倣品の水際取締りが強化され、海外の通販サイトで購入した場合など、海外の事業者から送付される模倣品(商標権または意匠権を侵害するもの)は、個人で使用する場合であっても、税関による取締りの対象となりました。

模倣品は、正規品を製造・販売している企業の利益を害するなど、経済に悪影響を及ぼすだけでなく、使用することにより健康や安全を脅かす危険性もあります。

消費者の皆様におかれましては、模倣品を容認しないという意識の下、海外の通販等で商品を購入する際には、信頼できない通販サイトや販売店、価格が通常より極端に安い商品などには十分にご注意ください。